

令和7年度
集団指導資料
【障害児通所・入所編】

令和8年3月

岡山県 子ども・福祉部指導監査課

目次

主な関係法令・通知	・・・ 3
基準条例の県独自基準の概要	・・・ 5
虐待の防止について	・・・ 13
こども性暴力防止法に係る取組の実施	・・・ 14
サービスの質の向上について	・・・ 16
サービス提供の記録について	・・・ 18
事業所運営上の留意点について	・・・ 19
運営指導での主な指摘事項(基準条例編)	・・・ 25
運営指導での主な指摘事項(報酬告示編)	・・・ 51
令和8年度障害福祉サービス等報酬改定	・・・ 64

※上記に記載のページは、スライド番号(各スライド右下の数字)となります。

【主な関係法令・通知】

関係法令・通知	省略標記
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	通所基準条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	通所基準省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	通所解釈通知
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第50号）	入所基準条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	入所基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	入所解釈通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	通所報酬告示
児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	入所報酬告示
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	留意事項通知
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号）	施設基準条例

○ 厚生労働省 法令等データベースシステム <http://www.mhlw.go.jp/hourei/>

○ 岡山県子ども・福祉部指導監査課ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/page/571262.html> 3

○障害児通所支援

<基準省令>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

<解釈通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第12号)

<報酬告示>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)

<留意事項通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)

○障害児入所施設

<基準省令>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

<解釈通知>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第13号)

<報酬告示>

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

<留意事項通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)

【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編 (中央法規出版) ※資料記載のページは、[2025年版の青本のページ](#)を記載

【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編 (中央法規出版) ※資料記載のページは、[2025年版の赤本のページ](#)を記載

【基準条例の県独自基準の概要】

(1) 人員の基準

栄養士の配置について（従業者の員数）【福祉型障害児入所施設のみ】

入所基準省令（第4条）	入所基準条例（第5条）
<p>従うべき基準 ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって<u>児童の栄養管理に支障がない場合</u>は第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>

<基準設定の理由>

発育途上の児童にとって、年齢に応じて栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することが重要であることから、40人以下の福祉型障害児入所施設であっても、栄養士又は管理栄養士を置かないことができるのは、児童の栄養管理に支障がない場合に限定する。

<関係条項等>

施設基準条例（第67条）

(2) 運営の基準

ア 内容及び手続の説明及び同意【共通】

通所基準省令（第12条）	通所基準条例（第13条）
<p>参酌すべき基準 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について<u>書面により</u>当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを規定しているが、電磁的記録により行うこともできる。

<関係条項等>

入所基準省令（第6条）、
入所基準条例（第7条）

【基準条例の県独自基準の概要】

イ 情報開示（「サービスの提供の記録」に第3項を追加）【共通】

通所基準省令（第21条）	通所基準条例（第22条）
—	<u>3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録（支援の提供日、内容その他必要な事項）の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</u>

<基準設定の理由>

通所（入所）給付決定保護者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

<関係条項等>

入所基準条例（第16条）

ウ 金銭の支払の範囲等【共通】

通所基準省令（第22条）	通所基準条例（第23条）
参酌すべき基準 通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	通所給付決定保護者に対して説明を行い、 書面によりその 同意を得なければならない。

<基準設定の理由>

保護者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを規定しているが、電磁的記録により行うこともできる。

<関係条項等>

入所基準省令（第16条）、入所基準条例（第17条）

【基準条例の県独自基準の概要】

工 食事【障害児入所施設・児童発達支援センター】

通所基準省令（第31条）	通所基準条例（第32条）
<p><u>参酌すべき基準</u> 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>1（国省令の1項と2項の内容を統合）</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。</u></p>

<基準設定の理由>

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

<関係条項等>

施設基準条例（第14条）、入所基準省令（第26条）、入所基準条例（第27条）

【基準条例の県独自基準の概要】

才 社会生活への配慮（社会生活上の便宜の供与等）【共通】

通所基準省令（第32条）	通所基準条例（第33条）
<p>参酌すべき基準 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>ためのレクリエーション行事を行わなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。</u></p>

<基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、障害児の個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供することを努力義務とする。

<関係条項等>

入所基準省令（第27条）、入所基準条例（第28条）

力 運営規程【共通】

通所基準省令（第37条）	通所基準条例（第38条）
<p>参酌すべき基準 十一 虐待の防止<u>のための措置</u>に関する事項</p>	<p>十一 虐待の防止<u>及び早期発見並びに虐待があった場合の対応</u>に関する事項</p>

<基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。

<関係条項等>

入所基準省令（第34条）、入所基準条例（第35条）

※その他関係する条項（一般原則、虐待等の禁止）

【基準条例の県独自基準の概要】

キ 非常災害対策【居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
<p><u>参酌すべき基準</u></p> <p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を<u>設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p>
<p><u>参酌すべき基準</u></p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p>

【基準条例の県独自基準の概要】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
—	<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
—	<p><u>5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</u></p>

<基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から想定される災害の種類ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害児入所施設や障害児通所支援事業所は、配慮を要する者の支援を努力義務とする。

<関係条項等>

施設基準条例（第6条）、入所基準省令（第37条）、入所基準条例（第38条）

【基準条例の県独自基準の概要】

ク 虐待防止

通所基準省令（第45条）	通所基準条例（第46条）
<p>参酌すべき基準</p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、<u>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会</u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）<u>を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 従業者に対し、<u>虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>三 前二号の<u>措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</p>

【基準条例の県独自基準の概要】

入所基準省令（第42条）

参酌すべき基準

指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

入所基準条例（第43条）

指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 指定福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。

<基準設定の理由>

虐待の早期発見や問題解決のため、県や市町村等が行う調査に協力することを求める。

<関係省令条項等>

施設基準条例（第11条）

※その他関係する条項（一般原則、運営規程）

【虐待の防止について】

通所基準条例及び入所基準条例第3条第4項・・・虐待防止措置の実施
通所基準条例第46条・入所基準条例第43条・・・虐待等の禁止

●児童虐待の防止等に関する法律「第2条各号」に掲げる行為

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

●児童福祉法「第33条の10第1項各号」に掲げる行為

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【こども性暴力防止法に係る取組の実施】

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）が、令和8年12月25日から施行されます。

○対象事業（障害児関係）

- ・ 指定障害児入所施設等（法第2条第3項第1号へ）
- ・ 障害児通所支援事業（法第2条第3項第2号イ）

○事業者求められる性暴力を防ぐための取組

<安全確保措置>

被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 など

<犯罪事実確認>

対象業務（※）を行う従事者の性犯罪前科の有無の確認

<防止措置>

性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策（配置転換） など

<情報管理措置>

性犯罪前科等の情報の適正な管理

※業務の実態が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものを対象とする。

<参考：こども性暴力防止法施行ガイドライン（R8.1こども家庭庁）P.41～>

【参考資料①】こども性暴力防止法チラシ(こども家庭庁)

【こども性暴力防止法に係る取組の実施】

○法施行までにしていただきたいこと

- 服務規律等の整備

内部規程（就業規則等）やマニュアル等において、児童対象性暴力等及び「不適切な行為」の範囲や、これらの行為を禁止し行った者については厳正に対処する旨を明確化する。

- 従業者への周知

従事者が対応すべき事項（性犯罪前科の確認、研修受講等）や関係規程等について周知する。

- 体制整備

相談窓口の設置、不適切な行為の検討 など

- GビズIDの登録

犯罪事実確認に係る申請手続きを行う「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」を利用する際の事業者認証に必要となるため、令和8年4月までに登録する。

【参考資料②】「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なGビズIDの事前取得について(依頼)」
(令和8年2月6日付け岡山県指導監査課事務連絡)

【サービスの質の向上について】

～適切とはいえない事業所の例～

- テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- 送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- 利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- 重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。

上記のようなものは「不適切」として例示されています。

（H28.3.8厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料）



自事業所等に該当する部分がないか、改めて確認を！

【サービスの質の向上について】

自己評価

☆活用できるツール

児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、保育所等訪問支援ガイドライン

- ・事業所職員向け自己評価表
- ・保護者向け評価表
- ・訪問先施設向け評価表
(保育所等訪問支援)
- ・事業所における自己評価結果
(公表)

<概要>

- 1 利用児の特性・適正等を踏まえた環境・体制の整備
- 2 従業者の勤務体制の整備・資質向上の取り組み
- 3 設備・備品の整備
- 4 関係機関・地域との連携・交流
- 5 利用児・保護者への情報提供・相談援助
- 6 緊急時等の対応方法や非常災害への対策
- 7 業務改善の実施状況など

ポイント

- ・事業所等での役割ごとに設定
- ・自己評価及び利用者等による評価ができる。

自己評価の実施・結果の公表

サービスの質の向上

【サービス提供の記録について】

サービス提供記録の目的

- ① サービスの実施の証拠となるもの
- ② 保護者に確認を受けるためのもの
- ③ 利用児への支援状況を把握するためのもの

サービス提供記録に記載すべき内容

- ① 基本事項（利用者名、利用年月日・時間）
- ② 利用者負担額等に係る事項
 - ・ 送迎記録・食事等の提供
 - ・ 欠席の際の連絡記録
 - ・ 家族支援加算等加算に関する記録
- ③ サービス提供の具体的な内容
（※加算に係るものについては、加算要件に係る日時・場所の記録等を含む）
 - ・ 実施した支援の内容・状況
 - ・ 保護者等との相談の内容
 - ・ 健康・心身の状態等の様子
 - ・ イベント・外出等の実施状況
- ④ 保護者確認欄
- ⑤ その他特記事項（事故・身体拘束など）

【事業所運営上の留意点について】

① 児童発達支援管理責任者の配置要件について

- ・ **事業開始の日から**、全ての要件を満たす者を配置しなければならない。

<要件>

- ・ こども家庭庁長官が定める実務経験を満たすこと（実務経験3～8年）
- ・ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
- ・ 児童発達支援管理責任者基礎研修修了
- ・ 児童発達支援管理責任者実践研修修了

<児童発達支援管理責任者研修について>

（共通編）参考資料7 参照

（H31年度～継続）

② 児童発達支援に配置すべき従業者

- ・ **児童指導員**、保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）
- ・ 機能訓練担当職員又は看護職員の数児童指導員又は保育士の合計数に含める場合は、**合計数の半数以上は児童指導員又は保育士**
- ・ 時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・ 1人以上は常勤

（H30年度～継続）

【事業所運営上の留意点について】

③ 自己評価結果等の公表及び届出について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所は、自己評価結果等の公表及び公表内容の指定権者への届出が義務付けられている。

<評価方法>

・従業者による評価を受けた上で、事業所として自己評価を実施するとともに、保護者評価（保育所等訪問支援事業所は保護者評価及び訪問先施設評価）を受けて改善を図る。

<公表方法>

・自己評価及び保護者評価（保育所等訪問支援事業所は自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価）並びに評価を受けて図った改善の内容を保護者（保育所等訪問支援事業所は保護者及び訪問先施設）に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。（おおむね1年に一回以上）

<県への届出>

- ・届出内容：公表方法及び公表内容
- ・届出先：事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課

【参考資料③】 「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」
（令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課）

（R6年度～継続）

【事業所運営上の留意点について】

④ 報酬区分の決定について（その1）

○児童発達支援

- サービス提供時間30分以上1時間30分以下⇒ 区分1
- サービス提供時間1時間30分超3時間以下⇒ 区分2
- サービス提供時間3時間超5時間以下⇒ 区分3

○放課後等デイサービス

《授業の終了後・学校休業日》

- サービス提供時間30分以上1時間30分以下⇒ 区分1
- サービス提供時間1時間30分超3時間以下⇒ 区分2
- サービス提供時間3時間超5時間以下⇒ 区分3
- ※ 区分3については、学校休業日のみ算定可

（R6年度～継続）

⑤ 報酬区分の決定について（その2）

○児童発達支援

- 未就学児の割合が70%以上：区分Ⅰ
- 未就学児の割合が70%未満：区分Ⅱ

（R3年度～継続）

【事業所運営上の留意点について】

⑥ 児童指導員任用資格の取扱いについて

- 1 幼稚園の教諭の免許状を有する者
⇒ 地方公共団体からの提案に基づき、追加
- 2 短大卒業者、専門職大学前期課程修了者
⇒ 大学において、社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者には、含まれない。

(H31年度～継続)

【事業所運営上の留意点について】

⑦ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

- ・参考資料④「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け障発0228第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・参考資料⑤「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（H30年度～継続）



○障害児通所支援事業所が「学校等」、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等」として整理

- ・一定の場合に市町村、児童相談所から利用児童について情報提供を求められる。
- ・児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこととされた。



【事業所運営上の留意点について】

○ポイント

- 参考資料⑥「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」
(平成31年2月28日付け障障発0228第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長通知)

障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

- 上記の対応等により、情報元が障害児通所支援事業所となった場合には、保護者から情報元に関する開示の求めがあった際にも開示されない。

また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、組織として対応すると共に、市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応すること。

運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

今年度の運営指導において、指摘の多かった事項を抜粋していますので、事業所で同じことが発生していないか今一度ご確認いただき、もし該当しているものがあれば、速やかに改善を図り、適切な運営に努めてください。

1 基本方針

指定障害児通所(入所)支援事業者の一般原則

※通所基準条例第3条、入所基準条例第3条。

青本P515

- サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング（継続的なアセスメントを含む。）を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。

- 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。
- 人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているが、虐待案件が発生した。

- 虐待防止担当者を設置し、重要事項説明書等に明記してください。
- 従業者に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。
- 従業者に通報義務及び通報先（通所：市町村、入所：県民局健康福祉部等）を周知してください。
- 虐待案件が発生しているか否かにかかわらず、体制が有効に機能しているか検証するとともに、各従業者の意識の定着を図ってください。

運営指導での主な指摘事項<基準条例編>

2 人員に関する基準

従業者の員数 ※通所基準条例第6条、入所基準条例第5条。

青本P519~526

- 定員を超えて利用児を受け入れているのに、必要な人員を配置していない。
- 毎月の勤務実態管理ができておらず、人員基準を満たしているかどうか曖昧な状況であった。
- 2名（児童指導員又は保育士）の配置が必要な時間帯であるにもかかわらず、1名しか配置できていなかった。
- 一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。
- 児童発達支援管理責任者が児童に対して直接支援の提供を行っていた。

※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

- 基準条例中「障害児の数」とあるのは、定員ではなくサービス単位ごとの実利用者の数を言うものであることに注意してください。したがって、定員が10人であっても11人を受け入れた日については必要な児童指導員又は保育士の合計数は3となります。
- 日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意してください。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

3 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意 ※通所基準条例第13条、入所基準条例第7条。

青本P528

- 重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情解決の体制及び第三者評価の実施状況等必要な事項が記載されていない。

重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）
- ② 運営規程の概要
 - ・ 事業の目的及び運営の方針
 - ・ 営業日及び営業時間
 - ・ サービスの内容とその料金
 - ・ サービスの利用に当たっての留意事項
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ・ 利用定員
 - ・ 通常の事業の実施地域
 - ・ 緊急時の対応方法
 - ・ 主たる対象とする障害の種類
 - ・ その他運営に関する重要事項
- ③ サービス提供開始（予定）年月日
- ④ 苦情解決の体制
- ⑤ 従業者の勤務体制
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 第三者評価の実施状況 など

- 「重要事項説明書」と「運営規程」とで内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。

運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

契約支給量の報告等

※通所基準条例第14条。

青本P529

- 利用契約をした際の市町村への受給者証記載事項等の報告が遅れた。
- 通所受給者証等に事業所名や契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容（日数）を変更（契約の終了を含む。）したときは、通所受給者証へ記載の上、受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。



障害児通所給付費の額に係る通知等

※通所基準条例第26条、入所基準条例第20条。

青本P534

- 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。
- 法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けて通所給付決定保護者へ額の通知を行う際に、明細書を添付していない。

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

取扱方針

※通所基準条例第27条・第27条の2、入所基準条例第21条。

青本P534～536

- 自己評価を実施していない。保護者による評価を受けていない。
- 自己評価及び保護者評価について、公表されていない。

* 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

- ・ 従業者による評価を受けた上で、事業所として自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて改善を図る必要があります。
- ・ 自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を保護者に示すとともに、公表してください。

* 保育所等訪問支援事業所

- ・ 従業者による評価を受けた上で、事業所として自己評価を行うとともに、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて改善を図る必要があります。
- ・ 自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに評価を受けて図った改善の内容を保護者及び訪問先施設に示すとともに、公表してください。

また、第三者による外部評価の導入を図るよう努めてください。



- 支援プログラムが策定されていない。策定されたプログラムが公表されていない。

5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなりません。

支援プログラムの策定・公表が未実施の場合、報酬が減算されますのでご注意ください。



【参考資料⑦】「児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて
(令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課)」

運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

児童発達支援計画の作成等

※通所基準条例第28条、入所基準条例第22条。

青本536～539

- 個別支援計画の見直し（少なくとも6ヶ月に1回以上）が行われていない。
- アセスメントやモニタリングにあたって、障害児や保護者との面接が行われていなかった。
- 計画作成の際に、担当者会議が開催されていないまたは会議に関する記録が不十分。
- 児童発達支援管理責任者以外の者が作成している。
- 口頭による同意しか得ておらず、書面による同意を得ていなかった。
- 個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」の記載がない。
- 計画書に定めている支援内容と実際の支援内容が一致していない。
- 作成した計画書が相談支援事業所へ交付されていない。

【参考資料⑧】「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」（令和6年5月17日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課）

※「児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について」（令和6年7月4日付けこ支障第168号こども家庭庁支援局長通知）

運営指導での主な指摘事項〈基準条例編〉

【個別支援計画に記載する事項】

- 利用児及び家族の生活に対する意向
- 総合的な支援の方針
- 長期目標、短期目標
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目ごとの支援目標、具体的な支援内容（取得する加算の内容を含む）、達成時期、担当者・提供機関、留意事項、優先順位
- 支援に係る時間（サービス提供にかかる標準的な時間）
- 延長支援時間 など

◎「本人支援」「家族支援」「移行支援」は必ず記載してください。

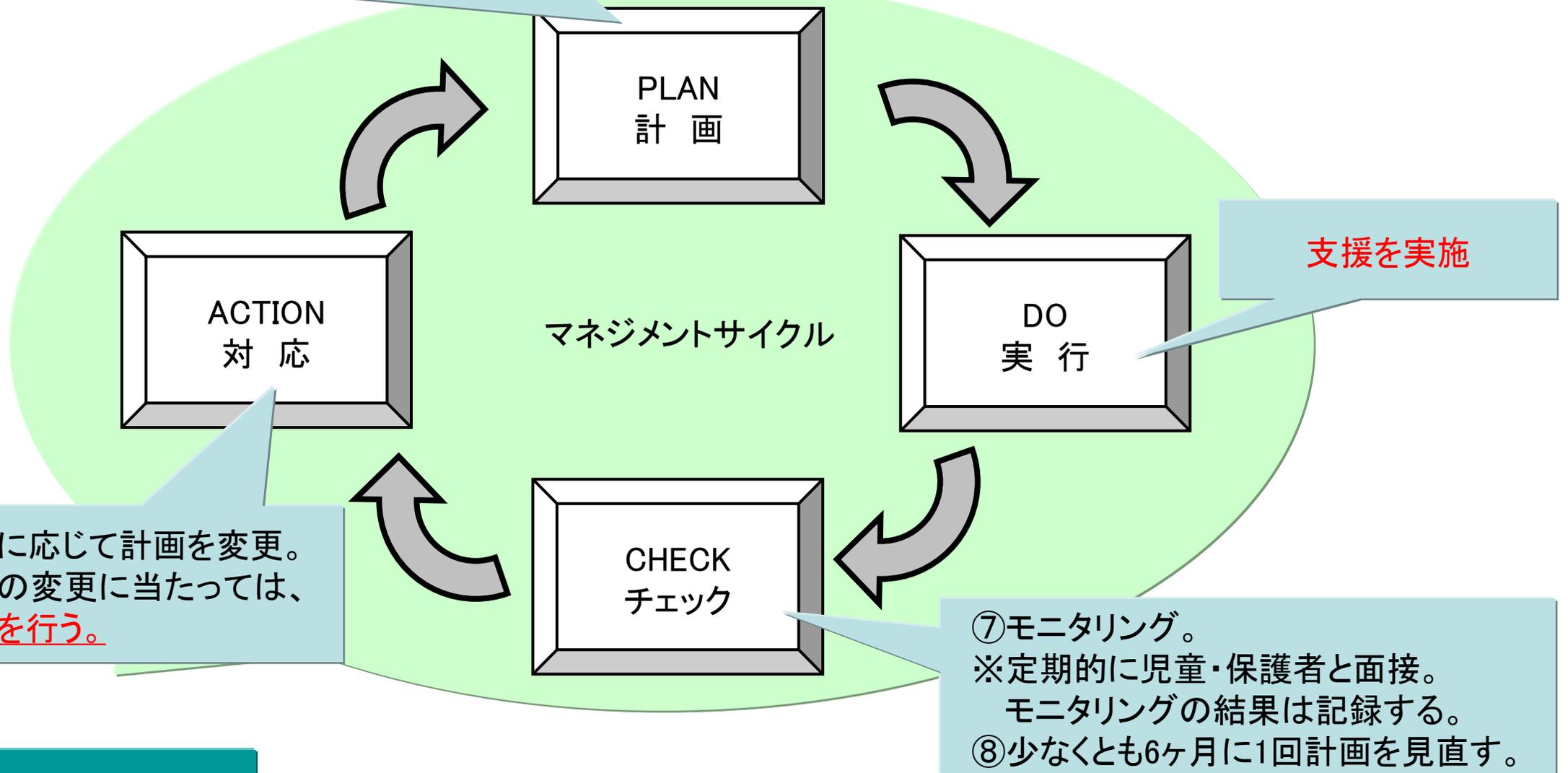
◎「本人支援」については、5領域全てと関連付けられるよう記載してください。

◎「移行支援」については、利用児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）に係る支援を含んで記載してください。

- 保育所等との交流を実施しているが、計画書において交流における具体的なねらいや支援内容等が明記されていない。

【参考資料⑨】「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」（令和4年12月26日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

- ①児童・保護者と面接(アセスメントのため) ※面接前には面接の主旨を児童・保護者に説明し、理解を得る。
- ②アセスメントを行い、支援内容を検討。
- ③計画の原案を作成。※この中には家族に対する援助や他サービスとの連携も位置付ける。
- ④担当者会議を開催し、計画の原案に対して意見を求める。
- ⑤児童・保護者に計画について説明。書面(電磁的記録可)により同意を得る。
- ⑥保護者及び障害児相談支援事業所に計画を交付。



サイクルを通じて

- ・障害児の状況等の的確な把握 障害児及び家族の相談に適切に応じ、かつ必要な助言その他の援助。
- ・他従業者に対する技術指導及び助言。

運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

運営規程

※通所基準条例第38条、入所基準条例第35条。

青本P542～544

- 運営規程に規定された内容と実態が相違（祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。
- 運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。
※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。
- 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない又は不十分。

勤務体制の確保等

※通所基準条例第39条、入所基準条例第36条。

青本P544～546

- 管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。

常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する。）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。



運営指導での主な指摘事項〈基準条例編〉

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
- 全ての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 複数事業所を兼務している職員について、各事業所の勤務時間の記録が不十分。
- 出勤簿に従業者の勤務時間の記載がない。
- 出勤簿と実際の勤務時間が異なっている。

勤務予定表は、月ごとにそれぞれの事業所（施設）で作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業者が複数の事業所や複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）は、事業所ごと、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業者の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

- 従業員の労働環境が害されることを防止するための方針が明確化されていない。

職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどにより、従業員の労働環境が害されることのないよう、事業所内での方針の明確化等、必要な措置を講じる必要があります。

(例：ハラスメント対策マニュアルの策定、相談窓口の設置 など)



- 研修が計画的に実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。
- 非常勤の従業員について研修が実施されていない。

研修については、「障害特性に応じた支援方法」等を内容に盛り込み、従業員の資質向上のための研修機会を計画的に確保してください。実施後は資料等も含め、記録を残してください。

事業所として取り組むべき研修の内容としては、従業員の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やヒヤリハット、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業員や新規従業員のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業員の質の向上に努めてください。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

業務継続計画の策定等

※通所基準条例第39条の2、入所基準条例第36条の2。

青本P546～548

- 業務継続計画が策定されていない。
- 従業員に対し、業務継続計画の内容の周知、研修及び訓練が実施されていない。
- 業務継続計画は策定されているが、非常災害を想定したもののみであり、感染症を想定した当該計画が策定されていない。

業務継続計画には、次の項目を記載してください。

ア 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え
- ・ 初動対応
- ・ 感染症拡大防止体制の確立

イ 災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
- ・ 緊急時の対応
- ・ 他施設及び地域との連携

※想定される災害等は地域によって異なるため、実態に応じて項目を設定してください。

※研修及び訓練を実施した場合には、実施内容について記録を作成してください。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

定員の遵守

※通所基準条例第40条、入所基準条例第37条。

青本P548～549

- 災害、虐待、その他やむを得ない事情が無いにも関わらず、定員を超えてサービス提供を行っている。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものです。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意してください。やむを得ず定員を超過して受け入れる場合は、やむを得ない理由について記録を残すとともに、利用児数に応じた従業者を配置してください。



安全計画の策定等

※通所基準条例第41条の2、入所基準条例第38条の2。

青本P550

- 安全計画を策定していない。計画の見直しが行われていない。
- 従業者に対し、安全計画の内容の周知、研修及び訓練が実施されていない。
- 安全計画及び計画に基づく取組の内容について保護者へ説明・共有ができていない。

事業所における安全の確保に関する取組については、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」をご確認ください。

【参考資料⑩】「障害児支援における安全管理について」

(令和6年7月4日付けこ支障第169号こども家庭庁支援局長通知)

運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

自動車を運行する場合の所在の確認

※通所基準条例第41条の3、入所基準条例第38条の3。

青本P550

- 送迎や課外活動等のため自動車を使用した際、乗降確認を行っていたが、記録していなかった。

運営基準上、自動車を運行する際の乗降記録を残すことまでは求めていませんが、事故などの緊急時のため、乗降時間や利用児、同行者等、自動車を運行した時の記録を残しましょう。

なお、送迎のために自動車（一部の自動車を除く。）を運行する場合は、ブザー等の見落とし防止装置の設置が義務化されており、これにより所在の確認を行ってください。



衛生管理等

※通所基準条例第42条、入所基準条例第39条。

青本P550～553

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）の開催、指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施がなされていない。
- 感染対策委員会の記録や、研修及び訓練の実施記録が不十分。

運営指導での主な指摘事項〈基準条例編〉

○感染対策委員会

幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者（看護師が望ましい）を決めておくことが必要です。

感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催し、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催することが必要です。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできます。また、他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営しても差し支えありません。

○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

（参考）「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」（厚生労働省）

○感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

事業所で作成した上記指針に基づき、研修プログラムを作成し、従業員へ定期的な教育（年2回以上）を行ってください。新規採用時には必ず感染対策研修を実施してください。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えありません。

訓練については、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的（年2回以上）に行ってください。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

掲示 ※通所基準条例第44条、入所基準条例第41条。

青本P554

- 運営規程及び重要事項説明書が事業所内に掲示されていない。

重要事項説明書や運営規程など、保護者へ周知する必要があるものについては、事業所の見やすい場所へ掲示又はファイル等を自由に閲覧できる形で備え付けてください。また、内容を変更した場合は、その都度掲示物も更新し、最新のものをご掲示してください。



身体拘束等の禁止 ※通所基準条例第45条、入所基準条例第42条。

青本P554～556

- 保護者から身体拘束実施の同意書を徴しているケースについて、カンファレンスの記録が残されていなかった。また、個別支援計画への位置づけもなされていない。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）の設置、身体拘束等の適正化のための指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施がなされていない。
- 身体拘束適正化検討委員会の記録や、やむを得ず身体拘束等を行う際の記録が不十分。
- 身体拘束適正化検討委員会で切迫性・非代替性・一時性について検討されていない。
- 身体拘束適正化検討委員会の結果について、従業者への周知がなされていなかった。

運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

身体拘束適正化検討委員会においては、身体拘束等を実施した事例の分析、身体拘束等の適正性と廃止に向けた方策の検討等を行い、その結果について、従業員へ周知してください。



虐待等の禁止 ※通所基準条例第46条、入所基準条例第43条。

青本P556～559

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）が設置、開催されていない。
- 虐待防止に係る措置が講じられていない。
- 虐待防止のための研修について、記録されていない。
- 虐待防止委員会に関する記録が不十分。
- 虐待防止委員会の結果について、従業員に周知されていない。

○虐待防止委員会

虐待防止委員会の役割は、

- ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） の3つがあります。

運営指導での主な指摘事項〈基準条例編〉

～続き～

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。

また、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。

虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

具体的には、次のような対応を想定しています。

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。



運営指導での主な指摘事項〈基準条例編〉

～続き～

○虐待防止のための指針

次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

- ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

○虐待防止のための研修

従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとしてください。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定児童発達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

秘密保持等

※通所基準条例第48条、入所基準条例第45条。

青本P559~560

- 従業員の秘密保持義務について、誓約書を徴していない。就業規則又は雇用契約書等に明記されていない。
- 従業員の退職後における秘密の保持について、誓約書を徴していない。就業規則等に明記されていない。

従業員の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業員の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。

また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。



- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書（又は電磁的記録）による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用と思われる家族の同意を得る様式としてください。（家族の同意欄は複数設けること。）



運営指導での主な指摘事項＜基準条例編＞

事故発生時の対応 ※通所基準条例第53条、入所基準条例第50条。

青本P563

●保護者や関係機関への連絡が速やかに行われていない。

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）や岡山県（指定指導権限のある市）への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

- 事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）
- 再発防止処置（ヒヤリハット事例を含む原因の解明、分析）
- 損害賠償保険の加入
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催など



この他気をつけていただきたい点＜基準条例編＞

提供拒否の禁止 ※通所基準条例第15条、入所基準条例第8条。

青本P529~530

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、**障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する**ものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申込みがあった場合



運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」又は「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差し支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得た上で、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

この他気をつけていただきたい点＜基準条例編＞

心身の状況等の把握

※通所基準条例第20条、入所基準条例第13条。

青本P531

- サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。



サービスの提供の記録

※通所基準条例第22条、入所基準条例第16条。

青本P531

- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。
- サービス提供の記録に際し、通所給付決定保護者からサービスを提供した旨の確認を後日まとめて受けていた。
- サービス提供記録の内容が不十分であった。

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。（入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えありません。）



この他気をつけていただきたい点＜基準条例編＞

通所利用者負担額の受領

※通所基準条例第24条、入所基準条例第18条。

青本P532

- 保護者から適当でない費用の受領がある。
- 保護者からの同意を得ずに金銭を徴収していた。
- 領収書を交付していなかった。

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

青本P792~794

管理者の責務

※通所基準条例第37条、入所基準条例第34条第2項、第3項。

青本P542

- 管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行えていないため、従業者が基準を守れていない。

健全な事業運営のために管理者として、従業者に対して必要な指示や業務等を指揮命令してください。また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静を把握することなど、障害児及び従業員の全体の管理を行ってください。



この他気をつけていただきたい点＜基準条例編＞

非常災害対策

※通所基準条例第41条、入所基準条例第38条。

青本P549

- 事業所で想定される非常災害への対応に関する具体的な計画が策定されていない。
- 業務継続計画と非常災害対策計画を一本化して策定していたが、非常災害対策計画に記載すべき項目が一部含まれていなかった。
- 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。

「非常災害への対応に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（以下「非常災害対策計画」という。）をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者（防火管理者）が行います。

【非常災害対策計画に盛り込む項目例】

- 施設等の立地条件（地形等）
- 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- 関係機関との連携体制



この他気をつけていただきたい点〈基準条例編〉

苦情解決

※通所基準条例第51条、入所基準条例第48条。

青本P561~562

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催

また、苦情解決措置については、運営規程や重要事項説明書などに記載し、併せて事業所へ掲示することが望ましいです。



運営指導での主な指摘事項〈報酬告示編〉

1 届出手続の運用

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

赤本第2巻P721

- 加算の算定条件を満たさなくなっている（資格を有する職員が異動（退職）した等）にもかかわらず、届出をしていない。

2 報酬の算定に関する事項

基本報酬（時間区分ごとの単価）

赤本第2巻P723～724

- サービス提供に要する標準的な時間について、個別支援計画に定めていない。

個別支援計画上の支援を行うのに要する「標準的な時間」について、計画に定める必要があり、当該提供時間が該当する時間区分で基本報酬を算定します。

- 個別支援計画に定める「標準的な時間」には、送迎の時間は含みません。
- 現にサービスの提供に要した時間が計画において定めた時間より短くなってしまった場合、事業所都合でない場合は、計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定します。
- 現にサービスの提供に要した時間が計画において定めた時間より長くなってしまった場合、基本的には計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定します。利用者や学校等の都合により、通常計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定する状況が想定される場合、想定される具体的な内容を計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能です。
- 全てのサービスにおいて、30分未満の支援提供は原則報酬の対象外であることから、基本報酬において時間区分が設定されていない主に重症心身障害児を通わせる事業所や保育所等訪問支援等においても、計画に支援の提供時間を定めてください。



運営指導での主な指摘事項＜報酬告示編＞

児童指導員等加配加算

赤本第2巻P770~777

- 職員の変動により、加配職員の要件（常勤要件・専従要件）を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。
- 児童発達支援管理責任者が配置されていない期間について、児童指導員等加配加算を算定していた。

【専従要件について】

- ・ 児童発達支援と放課後等デイサービスを一体的に行う多機能型事業所において、両事業を通じて当該加算の算定に係る加配職員として配置されている場合は、両事業を通じて本加算で求められる職務のみに従事しているため、「専従」の区分で算定可能です。
- ・ 児童発達支援又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている従業者は、事業所から離れて訪問支援を行うこととなるため、「専従」の区分では算定できません。
- ・ 加配する人員が管理者と児童指導員（又は保育士）を兼務している場合は、「専従」の区分では算定できません。

【5年以上の実務経験について】

- ・ 当該加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、児童福祉法に規定された各種事業での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含みます。



運営指導での主な指摘事項＜報酬告示編＞

家族支援加算

赤本第2巻P780～785

- 個別支援計画に位置付けられていなかった。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。
- 相談援助を行った記録が残っていなかった又は不十分だった、個別支援計画作成時の記録と混同していた。

個別支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に算定することができます。突発的に生じる相談支援は当該加算の対象にはなりません。相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。



- 障害児に対してサービスを提供していない月において、当該加算を算定していた。

該当の障害児に対してサービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合、家族支援加算を算定できますが、障害児にサービスを全く提供しない月においては算定できません。



- 個別支援計画作成後のモニタリングにおける保護者との面談について算定していた。

個別支援計画作成後のモニタリングについては、運営基準において児童発達支援管理責任者に求められている業務であり、当該加算を算定することはできません。



運営指導での主な指摘事項〈報酬告示編〉

子育てサポート加算

赤本第2巻P784~787

- 個別支援計画に位置付けられていなかった。
- 相談援助を行った記録が残っていなかった又は不十分だった。

個別支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で、家族等に対して、障害児への支援とあわせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に算定することができます。 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合は、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時やその内容の要点に関する記録を行ってください。

- 支援場面の観察や当該場面への参加、相談援助を短時間で実施した場合に算定していた。

当該加算の算定に当たっては、支援を提供する時間帯を通じて保護者等が支援場面を観察すること等が基本となります。ただし、支援が長時間に渡る場合には、あらかじめ保護者との間で、当該加算の算定に係る相談援助等の取組が必要となる場面（活動等）を調整することなどにより、当該相談援助等を計画的に実施することは差し支えありません。なお、この場合であっても、当該加算の趣旨を十分に踏まえた上で、30分以上確保する必要があることに留意してください。

- 子育てサポート加算を算定すべきところを、家族支援加算を算定していた。

子育てサポート加算と家族支援加算については、相談援助の実施を評価するという点で似ている加算にはなりますが、趣旨や要件が異なるものとなりますので、各加算の要件を十分確認したうえで、算定してください。

また、子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能ですが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算を算定することはできません。



運営指導での主な指摘事項〈報酬告示編〉

福祉専門職員配置等加算

赤本第2巻P788~789

- 職員の変動により、要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

職員の変動があり、要件を満たさなくなったにもかかわらず、加算の取下げを忘れ、算定し続けている事例が散見されます。職員が異動した際や勤務状況に変動があった場合には、当該加算の要件である**資格の保有状況や常勤職員の割合、実務経験年数**などを、管理者が必ず確認し、要件を満たしているかチェックしてください。



- 常勤で配置されている従業者の割合を基準配置職員のみで計算していた。

当該加算においては、基準配置や加配関係なく、対象職種（加算（Ⅰ・Ⅱ）は児童指導員、加算（Ⅲ）は児童指導員もしくは保育士）である従業者で各要件を満たす者が対象となります。



運営指導での主な指摘事項＜報酬告示編＞

欠席時対応加算

赤本第2巻P790~791

- 利用を中止した日の前々日より前に連絡があったにもかかわらず、当該加算を算定している。
- 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からない。
- 相談援助の記録を作成していない、記録が不十分。
- 1回の電話で2日分のサービスの欠席について連絡があり、2日分算定していた。

利用中止日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、算定可能となります。なお、1回の電話連絡で複数日分の欠席について連絡を受けた場合であっても、加算を算定できるのは、1回となります。

欠席にあたって連絡調整や相談援助を実施した場合は、利用を中止した利用者の状況、相談援助の内容等の記録を行ってください。



運営指導での主な指摘事項〈報酬告示編〉

送迎加算

赤本第2巻P810~813

- 送迎加算の算定にあたって、障害児の居宅又は学校以外の場所と事業所間の送迎を行う場合に、事前に通所給付決定保護者から書面で同意を得ていなかった。

事業所と居宅間、事業所と学校間のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄り駅や集合場所まで行ったものについても、送迎加算を算定できますが、必ず事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があります。

◇その他留意事項

- ・職員が徒歩により付き添い送迎する場合は、経費が生じていない為、加算の対象となりません。
- ・万が一、送迎時に事故が起きた場合に備えて損害賠償保険への加入等が必要です。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、できる限り運転手の他に1人以上の添乗者を配置するよう努めて下さい。
- ・送迎時は必ず記録（児童名、運転者名、添乗者名、出発・到着場所、出発・到着時刻、降車時の確認など）を行ってください。

〈参考〉障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ&A(令和6年5月17日付け事務連絡) 問36
→放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件について

赤本第3巻P498

運営指導での主な指摘事項<報酬告示編>

延長支援加算

赤本第2巻P812~817

- 標準的な時間が3時間未満であるにも関わらず、算定していた。

通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)については、個別支援計画に定める標準的な時間が5時間としており、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を計画に位置づけている障害児について、支援を行う前後の時間帯において延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ算定することができます。



- 個別支援計画への延長支援の位置づけがなく、1時間未満の延長支援について算定している。

延長支援時間は、1時間以上で設定してください。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合には、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定してください。

加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とします。ただし、実際の延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、計画に定めた延長支援時間により算定してください。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができますが、この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意してください。



運営指導での主な指摘事項＜報酬告示編＞

関係機関連携加算

赤本第2巻P816～819

- 関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。
- 個別支援計画に関係機関との連携の具体的方法等が記載されていなかった。
- 会議を行った際の記録が作成されていなかった又は不十分だった。

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、関係機関との連携を行う必要があります。また、関係機関と連絡調整や会議等を実施した場合は、出席者や開催日時、その内容等を記録してください。



- 障害児相談支援事業所との情報共有について算定していた。

当該加算における関係機関に、**障害児相談支援事業所は含まれません**。通所基準条例第16条において「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は**障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない**」と定められており、日々の連絡調整やサービス担当者会議への出席依頼等に対して協力を求められていることから、当該加算による評価はされません。



この他気をつけていただきたい点<報酬告示編>

定員超過減算

赤本第2巻P726~729

- 利用定員を超過して障害児を利用させているにもかかわらず、届出がなく、定員超過減算が算定されていなかった。

<利用定員10人、1月の開所日数が20日の事業所の場合>

① 1日当たりの利用実績でみたとき

10人×150%（入所は110%）=15人（利用定員を超える受入可能人数5人）

→これを超える場合、当該1日について利用児全員につき減算

② 過去3月間の利用実績でみたとき

（10人+3）×20日×3月=780人（利用定員を超える受入可能人数180人）

→これを超える場合当該1月間について利用児全員につき減算

多機能型事業所については、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。



この他気をつけていただきたい点<報酬告示編>

人員欠如減算

赤本第2巻P729~730

- 人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算が算定されていなかった。

- ① 指定基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70（連続して3月以上の月については100分の50）で算定してください。（1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。）
- ② ①以外的人员欠如については、その翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70（連続して5月以上の月については100分の50）で算定してください。

なお、多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の利用児童全員について減算となります。



この他気をつけていただきたい点<報酬告示編>

身体拘束未実施減算

赤本第2巻P733~734

- 身体拘束等の適正化のための委員会を開催していない、委員会について記録が行われていない。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。

以下①~④のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者へ提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用児全員について減算となります。

- ① 身体拘束等に係る記録が行われていない
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない場合（1年に1回以上の開催）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的には実施していない場合（1年に1回以上の実施）



業務継続計画未策定減算

赤本第2巻P735

- 業務継続計画が策定されていない。
- 災害に係る業務継続計画のみ策定されており、感染症に係る業務継続計画が策定されていない。

業務継続計画の策定及び当該計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算となります。



この他気をつけていただきたい点＜報酬告示編＞

初回加算

赤本第2巻P1012~1013

- 児童発達支援管理責任者が同行訪問を行っておらず、電話での連絡調整を行ったとして算定していた。

加算の算定にあたっては、初回又は初回の訪問支援と同じ月の訪問支援に児童発達支援管理責任者が同行する必要があります。



～全体を通して～

事業所に配置いただいている職員の数や有資格者の数等、体制を評価する加算と、実際に提供いただいているサービスの内容を評価する加算がありますが、後者につきましては、実際に求められる要件を満たしているかどうかについて、記録を中心に確認することとなります。

そのため、記録漏れがないようにしていただくとともに、記録が混合しないよう整理していただくようお願いします。

【令和8年度障害福祉サービス等報酬改定】

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

【令和8年度障害福祉サービス等報酬改定】

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

<岡山県内の特別地域加算対象地域一覧>

<https://www.pref.okayama.jp/page/571259.html>

【令和8年度障害福祉サービス等報酬改定】

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

<岡山県内の特別地域加算対象地域一覧>

<https://www.pref.okayama.jp/page/571259.html>